

令和7年第5回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年6月23日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第3号 諸般の報告について
- 第 4 議案第48号 工事請負契約の締結について（大門町営住宅建替（その3）工事）
- 第 5 議案第49号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第50号 出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第51号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第52号 字の変更について
- 第 9 議案第53号 令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第54号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第55号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第56号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第57号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第14 決議第 1号 議会報特別委員会の委員を増員する決議

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	和田一幸	2番	小林明日香
3番	宮下孝幸	4番	中野勝正
5番	高桑佳子	6番	小林玲子
7番	北谷三樹	8番	島明日香
9番	石川豊	10番	高橋速円

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	仙海直樹
副町長	河野照郎
教育長	曾根乘知
会計管理者	前田研
総務課長	権田孝夫
町民課長	相澤修一
保健福祉課長	金泉修一
こども未来室長	寺尾勉
産業観光課長	内藤良治
建設課長	小崎一博
教育課長	吉岡育子
建設課参事	日山正春
総務課参事	大谷博章

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	坂爪丞

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋速円） ただいまから令和7年第5回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（高橋速円） 議会運営委員長から、6月13日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（高橋速円） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋速円） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、宮下孝幸議員並びに4番、中野勝正議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（高橋速円） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんね。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月27日までの5日間と決定いたしました。

◎議会報告第3号 諸般の報告について

○議長（高橋速円） 日程第3、議会報告第3号 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により定期監査結果報告書、並びに地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

次に、議員派遣の結果について報告いたします。加藤修三議員より、去る5月27日、28日に開催

された令和7年度町村議会議長・副議長研修会について、お手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

また、去る6月10日に開催されました新潟県町村議会議長会令和7年度第1回臨時総会に私、高橋が出席してまいりました。お手元に配りましたとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第48号 工事請負契約の締結について（大門町営住宅建替（その3）工事）

○議長（高橋速円） 日程第4、議案第48号 工事請負契約の締結について（大門町営住宅建替（その3）工事）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第48号につきましてご説明を申し上げます。

大門町営住宅は、昭和56年から60年にかけて建築された住宅ですが、老朽化に伴い、建て替えを行うものでございます。

本件の入札に当たりましては、去る5月19日の指名業者選定委員会の審議を踏まえ12業者を指名し、6月12日に指名競争入札を執行いたしました。入札につきましては、予定価格を下回る入札がございませんでしたが、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、随意契約といたしました。相手方は、有限会社長谷川材木店、代表取締役、長谷川貴裕と契約金額5,280万円で同日に工事請負仮契約を締結いたしました。地方自治法並びに町条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 建物につきましては、木造平家建ての2戸長屋でございます。床面積は104平方メートル、1世帯分で約16坪。仮契約はこの1棟、2世帯分でございます。工事期間は、本件議決をいただいてから本年12月19日までを予定しております。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、宮下議員。

○3番（宮下孝幸） この大門の住宅、前回もこの問題というのは出たわけですが、これ設計者はどこですか。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 設計につきましては、昨年と同様の新潟市タキザワ設計事務所でございま

す。

○議長（高橋速円） 3番、宮下議員。

○3番（宮下孝幸） 昨年も私のほうでいろいろと申し上げたと思いますが、大変、今回のものも入札不調で、随意契約ということあります。前回、工事施工の段階で非常に業者が苦労したというお話もありました。これは、前回もお伝えしたとおりですが、そういったことで、よもや工事の手抜きということはないわけでしょうけれども、設計者といわゆる事業者、そして行政側、これしっかりと意思疎通、連携を取って確認をしていっていただかないと、昨年造ったものも私の目から見ても、これちょっと普通で考えたらこんな設計はしないでしょうというような住宅であったわけですが、今期どのような設計になっているか分かりませんけど、その辺のところは行政側もしっかりと確認をしていくことが必要なのだろうというふうに考えますが、その辺について町長、どう考えますか。

○議長（高橋速円） 町長。

○町長（仙海直樹） 宮下議員さんのご質問にお答えするわけでございますが、当然議員さんおっしゃるとおり、町、設計者、事業者がしっかりと連携を取っていくということは大事なことだと思っておりますが、またこの設計に関しましても、設計監理のほうも入札をした中で、一番適正価格を提示したこのタキザワさんになっておりますので、その辺につきましてはしっかりとした方法、規則にのつとてやっておりますが、議員おっしゃるとおり、町も設計者も、そして事業者もしっかりと連携を取って、よりいい形で完成するように努めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋速円） 3番、宮下議員。

○3番（宮下孝幸） かくあるべきということあります。担当課においてもなかなか専門的な分野にまで目が届きにくい、それは十分承知をいたしております。しかし、あくまでも税金を投じて造るものであるわけですから、後に大変な問題が起きてしまうようなことのないようにしていかなければ、町民の理解は得られない。その辺のところをしっかりと担当課長も含めて確認を進めていかながら、建物工事を進めていっていただければと、そんなふうに考えておりますので、課長、いかがですか。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 議員ご発言のとおり、昨年の町営住宅建設工事につきましては、材料の手配の段階で若干時間を要したこと、監理者と施工業者とのなかなかうまく、お互いに考えるところがございまして、ちょっと出始め、スタートで時間を取ってしまったということもございます。結果的に工期も延ばさせていただいたという事実もございます。昨年のこういったことも踏まえまして、今年度さらに町の担当者、私ももちろんございますが、施工業者、監理業者と共に遂行していきたいと思っております。

○議長（高橋速円） ほかに質疑はございませんか。

2番、小林明日香議員。

○2番（小林明日香） 今、隣の宮下さんから図面が分からぬという発言があつたのですけれども、図面の公開はされていぬのでしょうか。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 設計図面につきましては、工事入札の際に各指名業者に閲覧をいただいております。当然、契約いたしました業者には設計図と電子データ、あと積算書もお渡ししておりますので、一般の方が見たいということでございましたら、隠すものでございませんので、情報公開請求いただくものかどうかというのはちょっと判断になりますけれども、隠しているものではないと。

〔何事か声あり〕

○建設課長（小崎一博） 議員の皆様には、平面見取りと立面程度は示したことはございますが、それ程度でございます。

○議長（高橋速円） 2番、小林明日香議員。

○2番（小林明日香） 現在出雲崎町、超高齢化が進んでおり、お家が壊れて入りたいという方が増えていると思います。そこで、新しく出た住宅見たのですけれども、入り口階段だったのです。車椅子で入れるようなスロープや、玄関先に靴を脱ぐときの手すりや、車椅子から移乗して靴を脱いで中に入るみたいな設計にはなっていなかったのです、見たものが。そういう配慮や、お風呂場に手すりをつけてぐらぐらしないとか、そういう配慮は行うつもりはありますか。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 今回建築いたしましたものにつきましては、住宅困窮者向けのものでございます。住宅を非常に探している低所得者であるという方向けの住宅でございまして、高齢者向けに特化したという造りにはなってございません。そういう高齢の方の入居申込みがあつて、足がちょっと不自由だということであれば、改造申請をいただきまして、玄関先にはスロープ、道路上に若干飛び出しがあれば、道路のほうでもちょっと考えていくたいと思います。玄関に入って、当然段差ございますので、そこも改造申請を出していただいて対応いただくということになっております。

○議長（高橋速円） 2番、小林明日香議員。

○2番（小林明日香） もっと言うと、玄関先の屋根のポーチの長さすごく大事です。雪が降ったときにお家に入るまでの距離、あと車が寄りついて玄関まで行く間の車庫の雪みたいな、そういう屋根みたいな、ポーチみたいなものも検討されたほうがいいと思うので、次回から入れてみてもらつてはどうでしょうか。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 竣工につきましては、本年2月から3月でございましたので、まだ一冬の

経験というものはございません。今年の冬をちょっと見させていただいて、議員ご指摘の対応が必要ということであれば、そのようにいたしたいと思います。

○議長（高橋速円） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第5、議案第49号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第49号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、人事院規則の一部改正に伴い、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うことにより、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として必要な事項を定めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫）　補足説明をいたします。

定例会資料の15ページをご覧ください。条例改正の理由については、町長の説明のとおりです。

今回の条例改正の主な内容です。育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向配慮及び3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認等を行うための規定を条例第18条の2として追加するものです。

補足は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円）　起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号　出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（高橋速円）　日程第6、議案第50号　出雲崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第50号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得パターンの多様化により、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として必要な事項を定めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

定例会資料17ページをご覧ください。条例改正の理由については、町長の説明のとおりです。

今回の条例改正の主な内容です。現行の部分休業については、1日につき2時間を超えない範囲内としており、今回の改正により第1号部分休業とし、法改正により新たに措置された1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内の部分休業を第2号部分休業とする規定を条例第21条の2から第21条の5として追加するものです。これにより、職員はいずれかの形態を選択可能となります。

補足は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第7、議案第51号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第51号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの町営住宅条例の一部改正は、ひまわりハウス、川西ひまわりハウスの入居資格について「同居する配偶者と小学生以下の子がいること」を改めまして、「同居する中学生以下の子がいること」に改正をさせていただくものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 町長説明ございましたが、現在のひまわりハウスの入居条件は、40歳未満のご夫婦であること、またはご夫婦であり小学生以下の子がいることとしております。現在ひまわりハウスは、3部屋募集中であります。大体6か月から8か月程度空いている状況が続いております。このたびの改正で配偶者要件をなくし、同居する子について小学生以下を中学生以下にするものでございます。ひまわりハウスを空かせておくよりも、条件を緩和し、入居促進を図るという理由でございますが、申込みが競合した場合の入居選挙は引き続き行います。より定住に結びつくであろう入居選挙につきましては、継続させていただきたいと思っております。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、島明日香議員。

○8番（島 明日香） 入居条件の緩和によって、ひとり親も入居可能になったわけですけれども、先ほど課長おっしゃったように、6か月から8か月、既にひまわりハウス、空室が3部屋続いております。また、そのほかの町営住宅でも空きが目立っている状態です。この条件緩和によって、入居者がまた殺到するぐらい来ればいいのですが、あとその宣伝方法というのはどのようにされますか。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 条例可決いただいた際には当然お知らせをいたしますが、当然町の広報、ホームページ、そのほかに今展開しております、これ具体名になってしまいますが、S U U M O、らくすむというのでしょうか、インターネット上でアパートが探せるようなものにも掲載しております。

ます。そういうところにも掲載して、情報発信はしたいと思っております。

○議長（高橋速円） 8番、島明日香議員。

○8番（島 明日香） 以前もそのようなご答弁をいただいたかと思います。でも、恐らくそれだけではちょっと足りないのかなと思いますので、また条件の緩和についても大々的に広報していただいて、早めに入居者が決まるようにご尽力いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号 字の変更について

○議長（高橋速円） 日程第8、議案第52号 字の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第52号につきましてご説明を申し上げます。

県営中山間地域総合整備事業（八手地区）の土地改良事業の完了に伴いまして、土地改良法に基づいて換地業務を進めてまいりました。現状の大字と字において整備後の形状に合わせた形で整理

するため、字の区域を変更する必要が生じましたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

定例会資料13ページをご覧ください。今回変更する地区は、稻川、市野坪、田中の3集落です。稻川は小字名の変更、市野坪は小字の抹消、田中は大字名の変更と小字の抹消であり、整備された一連の区画に大字、小字を面の整備に合わせて、議案の別紙変更調書のとおり整理するものであります。

補足は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議案第53号 令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋速円） 日程第9、議案第53号 令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）につ

いてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第53号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第1条では歳入歳出予算の補正を、第2条では地方債の補正を行いました。

初めに、歳出予算についてご説明をいたします。歳出予算におきましては、各款に共通して4月の人事異動に伴う職員の人事費の組替えを行っております。また、自治体情報システムの標準化システムの移行時期変更に伴う関連予算を計上しております。

そのほか、主な歳出予算は次のとおりであります。2款総務費、1項5目財産管理費では、テレビ放送が受信可能なカーナビを掲載した公用車11台分のNHK受信料の未契約分について、NHKと協議の上、追加をいたしました。

7目企画費では、滝谷集落の一般コミュニティ助成事業補助金を計上し、10目空家等対策費では、木折町地内の特定空家等除却工事を計上いたしました。

また、15目物価高騰対応重点支援給付金事業費では、令和6年分所得税等の確定に伴う不足額給付金などを計上いたしました。

3款民生費、2項5目多世代交流施設事業費では、屋外こども広場安全柵等設置工事を計上いたしました。

7目子育て世帯家計支援給付金事業費では、国の臨時交付金を活用し、子育て世帯を支援するため、町独自の給付金を計上いたしました。

4款衛生費、1項4目健康増進費では、住民健康管理システム改修委託料、後期高齢者人間ドック健診費用助成を追加いたしました。

6目環境衛生費では、一般廃棄物処理計画策定業務委託料、太陽光発電導入調査業務委託料を計上いたしました。

6款農林水産業費、2項2目林業振興費では、滝谷地内の県小規模補助治山工事を計上いたしました。

7款商工費、1項5目天領の里管理費では、夕凪の橋等の施設修繕料を追加し、6目陽だまり館管理費では、コイン式複写機設置に伴う予算を計上いたしました。

8款土木費、5項3目住宅環境整備費では、中越沖地震対策被災住宅復興資金預託金を減額いたしました。

9款消防費、1項2目非常備消防費では、新潟県消防大会に出場するための旅費を計上いたしました。

10款教育費、1項4目通学バス運行事業費では、施設修繕及び車両修繕料を追加いたしました。

続きまして、歳入予算につきましてご説明をいたします。歳入予算では、14款、17款及び23款において、県小規模補助治山工事に伴う予算を計上いたしました。

16款国庫支出金に空き家対策総合支援事業補助金、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上いたしました。

19款寄附金に一般寄附を追加し、22款諸収入にコミュニティ助成事業交付金を計上いたしました。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ6,779万7,000円を追加し、予算総額を37億9,222万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋速円）　補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫）　補足説明をいたします。

各款にわたり、職員の人事異動に伴う人件費の組替えを行っています。給与費全体の補正内容は、補正予算書の288ページ以降の給与費明細書に記載しておりますので、参考にしてください。また、主な事業につきましては、補足説明資料をご覧ください。

初めに、町長の説明にありました自治体情報システムの標準化について説明いたします。補足説明資料の6ページをご覧ください。標準化事業の概要ですが、現在全国の自治体ごとに使用している各種情報システムについて、国が示す標準仕様書に準拠させ、全国で同一仕様のシステムに移行するものであり、対象となる業務、移行期限等については、そこに記載のとおりであります。移行スケジュールについては、当初予算の段階では令和7年9月に移行予定として関係予算を計上しておりましたが、このたび一部システムを除き、令和8年1月に移行することが決定いたしました。これに伴う補正予算の内容は、資料7ページのとおりであります。一般会計のほかに国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計にも計上しております。

システムの標準化については以上になります。

次に、補正予算書の歳出予算からお願いをいたします。271ページをお願いいたします。2款総務費、1項5目財産管理費です。13節、テレビ受信料追加。テレビ放送が受信可能な公用車については、過去に遡り調査した結果、11台あり、NHKと協議の上、未契約期間分の受信料を支払うことになりました。車両ごとの契約が必要との認識が不十分だったことが要因であります。

7目企画費、18節、一般コミュニティ助成事業補助金です。滝谷集落のエアコン、冷蔵庫等の購入のための補助金であり、一般財団法人自治総合センターの助成事業になります。

273ページお願いいたします。10目空家等対策費、14節の特定空家等除却工事になります。本年2月に特定空家等に認定しました木折町地内の空き家2棟を除却するものです。補足説明資料は8ページにありますので、参考にしてください。

次、15目物価高騰対応重点支援給付金事業費です。令和6年度に実施いたしました定額減税補足

給付金の支給については、令和6年分推定の所得税額を用いて算定しましたが、7月に令和6年分所得税額等が確定することにより、不足額が生じる方に給付金を支給するものです。補足説明資料9ページのほうを参考にしてください。

次、277ページをお願いいたします。3款民生費、2項5目多世代交流施設事業費、14節の屋外こども広場安全柵設置工事です。転落防止用のネット等を設置するものであり、詳細は補足説明資料11ページをご覧ください。

7目子育て世帯家計支援給付金事業費です。物価高騰の影響を受けている子育て世帯に18歳以下の子ども1人当たり1万5,000円を支給し、経済的負担の軽減を図ります。補足説明資料4ページを参考にしてください。

次、279ページをお願いいたします。一番上段のほうです。4款衛生費、1項6目環境衛生費、12節の太陽光発電導入調査業務委託料です。町地球温暖化対策実行計画に基づき、町の公共施設13か所への太陽光発電設備の導入に向けた調査を実施するものであり、国庫支出金を全額充当しております。

次、281ページの上段のほうをお願いいたします。6款農林水産業費、2項2目林業振興費、14節の県小規模補助治山工事です。詳細につきましては、補足説明資料の4ページを参考してください。

次、283ページです。8款土木費、5項3目住宅環境整備費、20節の新潟県中越沖地震対策被災住宅復興資金預託金の減になります。第四北越銀行と債務者の取引が繰上償還により、令和6年度末貸付残高がゼロ円となったため、減額するものです。

続きまして、歳入予算についてお願いいたします。269ページです。20款繰入金、ふるさと出雲崎応援基金繰入金です。昨年度ご寄附をいただいたふるさと納税を追加計上いたしました。

21款繰越金です。歳入の不足分を追加いたしました。なお、令和6年度の実質収支は約1億3,900万円となっております。

22款諸収入、3項1目貸付金元利収入です。先ほど土木費で説明しましたとおり、同額を減額しております。

5項5目雑入のコミュニティ助成事業交付金です。全額を滝谷集落のコミュニティ事業に充当するものです。

補足は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えて質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

9番、石川議員。

○9番（石川 豊） 事項別明細では273ページ程度ですけれど、273ページの先ほど説明がありました14節工事請負費710万6,000円のいわゆる特定空家の除却工事費です。それはそこなのですが、

定例会資料の3ページ、そっちを見たほうが分かりがいいと思いますので、3ページの上段を見ていただきたいのですが、2款総務費、1項10目、細々節名称、特定空家等除却工事というふうに書いてありますね。それについて少し確認したい事項がありますので、質問をいたします。

これ、そこにある書いてありますけれど、行政代執行法に基づいて建物が取り壊されるわけでございます。特定空家ということを認定したわけでございますので。その後、その先の話になるのですけれど、建物を壊しますから、滅失登記への手続を恐らく取るのだろうと思うのです。取りますよね。それというのは、それをやるときに町の経費を使って、町が手続を行っていくということでおろしいのでしょうか。それで、またそれに関わる経費というのは改めて予算計上すると、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 滅失登記の費用については、町が行う場合は料金のほうはかかりませんが、ちゃんとした持ち主がいる場合は、そちらのほうが費用負担を行うような流れになります。今のところ、1軒につきましては全て相続人が相続放棄しておりますので、こちらのほうの住宅は町が行うようになりますが、もう一軒についてはまだ調査中の部分もありますので、今のところははつきりしたことはお答えできません。

以上です。

○議長（高橋速円） 9番、石川議員。

○9番（石川 豊） 分かりました。そういうことになっているのだということで私は理解しますけれど、これいわゆる除却工事、取壊しですよね。取り壊して工事が済んだ後に、変な言い方ですけれど、土地の所有権というのは町には移転しませんよね、当たり前ですけれど。売買や相続ではありませんのでね。所有権移転というのは、売買するか、相続するかということになろうかと思うのですけど。そこで、私は経費を導入して処理をしても、所有者からのいわゆる経費の回収、当然請求していくのだと思いますけれども、当然ほとんど無理な状況なわけですね。無理でなかつたら、自分たちといいますか、管理者といいますか、所有者が処分、何がしかの手を打っていくわけですから、それができないということですから、特定空家ということで認定されたのだというふうに思うのです。そうしますと、町にとって何の利益も生まないといいますか、特定空家等の認定並び、それに伴ってそれに対する措置については、よく熟慮した上で今後取り扱っていただきたいと、これは私の要望です。

今回のケースは、所有者、管理者とのやり取りの関係やら、近隣住民からのいわゆる保安状況や衛生上などの聞き取り調査の上、やむを得なかつたのだろうと思います。やむを得ず執行したのではないかなどというふうに判断をしますが、むしろ大事なことは、特定空家と認定される前段階での取組が重要になってくるのではないかなどというふうに考えております。その辺の認識のほどはいかがでしょうか。どうでしょうか。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） まず、今回のこの特定空家2棟を除却するに至った経緯としましては、写真も載っておりますが、非常にもう危険な状態であり、周辺の住民の皆さんからの苦情も絶えないような状況で、もし風等によって大事な財産等を壊すような危険性が非常に強まってきたということですので、除却をさせていただくことにしました。

それから、特定空家になる前の対策としましては、3月議会に条例の改正を行いましたが、いわゆる管理不全空き家という制度が国のほうでも始まりまして、それに伴いまして条例改正をさせていただきました。特定空家になる前の段階で、何とか適正な管理をしていただくように、町のほうからまた通知等をさせていただくような手続ができるようになったということですので、ぜひ今後こういった手続をさせていただいて、少しでも特定空家にならないような対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円） 9番、石川議員。

○9番（石川 豊） ご存じのよう、言葉では表せなかったのでしょうかけれど、いわゆる特定空家になりそうな予備群というのはたくさんあるのです、はっきり言って。特に海岸地域というのは、皆さんもご存じのように、こちらの西越地区と違ってつながっていますよね。くつづいていますよね。それで、なおかつ海岸地域ですから、塩害がかなり負荷をかけます。人が住んでいないと、建物というのは息をしないのですというふうに、私の知っている大工さんがそう言っています。それで、息をしないと、人間であれば死んでしまいますから、建物ももうどんどん朽ちていくということでございますので、今課長、説明、答弁されましたけれど、そういう事務的なことももちろん大事なのでしょうけれど、行政ですから、大事だと思いますけれど、私はむしろそれとタイアップして、地域の区長さんなり、地域にやはり入り込んで、地域の皆さんあるいは近隣の住民の方がどういうふうにそのことについて感じているか、そのことというか、そういう対象になりそうな物件のある近隣、こういった情報をやはり早く取り込んでおくというか、確認をしておくというのが、いざ事務手続といいますか、事務を進めようとするときに必ず役に立つと思いますので、ぜひそれを念頭に入れていただければということをお願いをして、質問を終わります。

○議長（高橋速円） 3番、宮下議員。

○3番（宮下孝幸） 同じ項目になります。石川議員のほうからいろいろとお話をあったようですが、これ代執行に当たって国が2分の1、一般財源で2分の1負担をするわけです。当然その後においては、持ち主に対して行政側は請求を起こすということが大前提となるわけです。私、以前にもこの問題厳しく取り上げて、前町長にかなり厳しく申し上げた。それは、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、この今の2棟のうち、私が以前申し上げた、いわゆる相続人が何人かおられて、お一人の方がなかなか連絡は取りにくいのだと、そしてそれが取れなければなかなか除却できないのですよというお話をされていたと思います。それ、もうクリアできていますか。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 先ほどもちょっと説明させていただきましたが、2棟のうち1棟につきましては、つい最近になるのですが、相続人が全て相続放棄をしたということが分かりましたので、今後取壊しに向けて手続をいたしますが、これ2棟別々に除却するわけにはちょっと、効率も悪いですし、費用もかかるということで、これからもう一棟のほうの方に対して、今の段階では法律上は助言、指導ということをしておりますが、この後勧告、それから命令等の手続を組んでいきまして、いずれ多分行政代執行につながるとは思いますので、今のところはちょっとと言える段階としてはそこまでになります。当然行政代執行した場合は、費用等は請求をさせていただきますが、うちのほうで今の段階で把握しているところでは、非常に回収は厳しいのかなと思っております。

以上です。

○議長（高橋速円） 3番、宮下議員。

○3番（宮下孝幸） そういうことなのです。私、以前にも申し上げました。これ危険家屋の段階で、どうしても近隣の住民の方々に危険が及ぶ、これ生命財産を守るためという大前提というものも存在をしますが、一方において、前町長にもかなり厳しく申し上げた。この一例をもって、放置しておいたら町が全部税金使って壊してくれるのだなんていう、そういった事例をつくってはならないのだということを厳しく申し上げた。例えば今、資金回収がなかなか困難かもしれない。これは、安全確保のためにやむを得ない措置とはいながら、この一例があしき事例になって、町全体に広まるようなことがあってはならない。先ほど石川議員も言いました、海岸地区に100年、150年たった建物なんて常住坐臥の中に存在しているのです。そこでやったのだから、うちもやってくれたらいでないかという話にならないようにしなきゃならぬ。これ税金使うわけですから。

例えば今課長がおっしゃいました、相続放棄を全ての方々から受けました。これ相続放棄をするということは、財産権を放棄したということですか。そうでしょう。ということは、請求できないのではないか。だって、相手方の財産放棄したのだから。そうでしょう。そうならないのかなと思うのだけど、私が無知なのか分かりませんが、いずれにしてもこれやむを得ない。私が以前に申し上げた網かけをして、もう既に倒壊寸前の建物が含まれているのだろうと思います。近隣の住民の安全を守るために、これやむを得ない措置ではあるのですが、あしき前例になってくれなければいいがなという、そういう強い懸念を持っているのです。行政は、その辺のところをまたどのように考えているのか、再度の質問となりますが、答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） ちょっと先ほどの答弁の中で不足しておりましたが、相続放棄全てされておりますので、費用のほうは全て町の負担になります。

それから、今後の特定空家等の管理についてですけども、今のところは特定空家は今回の2棟のみになっておりまして、先ほど石川議員の質問にも答えましたが、管理不全空き家等の制度もでき

ましたので、ぜひそちらを徹底して、何とか特定空家以前に、そういったことがないように対応していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（高橋速円） 8番、島明日香議員。

○8番（島 明日香） 277ページ、3款2項5目多世代交流施設事業費、屋外こども広場安全柵等設置工事についてです。この安全柵ネットがちょっとどういうものなのか、私が想像つかないのですが、これども、ここで遊んでいる子どもたちの様子を見ると、防草シートのところを上っている子どもたちが結構多いです。この図面を見ると、その辺ちょっと考慮されているのかなというところをお伺いしたいのですが。

○議長（高橋速円） こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） 今、安全柵のお話がございました。今図面、資料の11ページを少しご覧いただければと思います。こちらの図面なのですけれども、右下のほうに凡例がございまして、赤い実線、こちらが既存の安全柵にネットを設置する箇所でございますし、今島議員さんが言われました安全柵というのが、青い実線がこのたびネットつきの安全柵を設置する箇所になります。

今ほど子どもがのり面のところのすり抜けをして、高い急傾斜ののり面のところに上がって、ちょっと危険を感じるというお話もありましたけれども、私も度々そのような光景を見たことがございます。したがいまして、今回のこの五十数万円の補正の中には、この安全柵を設置しまして、その辺を少しでも回避できればいいなということで、まず1階、最初の入り口、非常口がございまして、一番最初の階段、こちら赤い手すりがございますが、この赤い手すりが当初設置している高さが80センチの高さになります。その80センチと同じ安全柵3mをそことつなぎ合わせて、その手すりの脇から急斜面ののり面に入らないように、手すりを今回設置をさせていただきたいというものでございます。

もう一か所が、その階段を上がりまして右手のほうに行くと、展望に上がる階段がございます。こちらの階段の左手の手すりのところに青い実線があるかと思うのですが、こちらに高さが80センチ、幅も80センチの安全柵を新たに設置をしまして、少しでものり面のほうに入らないように対策を講じさせていただければなというふうに思いまして、このたび計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋速円） 8番、島議員。

○8番（島 明日香） 安全策を講じていただくことは必要だと思いますが、どうしてもやはり子どもたちは、さらにその障害を乗り越えようと一生懸命になっちゃうと思うので、なるべくがや事故などないように、また見守りながら進めていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（高橋速円） ほかにありませんか。

3番、宮下議員。

○3番（宮下孝幸） 280ページの6目の11節、13節、ここに陽だまり館の管理費なんかが出ているわけであります。物は使っていけば傷んでもきますし、借りていればお金もかかるてくる。これはこれで一つの理解を示しますが、当初この陽だまり館を造るときに観光案内所として造ろうというお話があって、私はこれについて大きな異論を唱えました。今どき、インターネットで調べて、観光地を検索して、さらにナビゲーションを使って現地まで行くのに、こんな駅前に観光案内所なんか造って人が来るのですかと申し上げた。これ当初の所期の目的というものがこの陽だまり館には存在しているわけです。これ見ても分かるとおりですが、補正前の金額から見ればこれだけのお金かかるてくるのです、毎年毎年。もっと建物が古くなれば、どんどん、どんどんそういう財産としてお金がかかってくる。これ年間どれだけの方が観光案内に来ているのですか。これ把握していますか。

○議長（高橋速円） 産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治） 今ほどの宮下議員様のご質問でございます。ホッと情報館陽だまり館、令和6年度でございますけれども、利用の実績、入館者の入り込みということでお話をさせていただきますと、現在8,695という数の報告をいただいております。そのうち、町外では1,000人を超える方々がひだまり館を訪れているということで、うち観光で見えられている方が大体550人程度いらっしゃるというようなことで報告をいただいております。

○議長（高橋速円） 3番、宮下議員。

○3番（宮下孝幸） そういうことなのです。所期の目的で税金を投じて造ったもの、これが機能不全で何らその目的を達していないということになれば、建物の使い方を見直すとか、今後もっと500人が1,000人になるようにするとか、当初はこれ自転車も置いていたはずなのです。何で自転車あんなところ置くのですかと私言ったら、自転車で町を探索して歩くためにあそこに置くのですと、ばかげているでしょう。私、これ海岸に造ったらどうですかと言ったことがあると。単純に言えば、今観光地として最も人口の多いのが海岸地区であることはもう言うまでもありません。しかし、造ったものは造ったもので、これ維持管理して今後も続けていかなければならないわけですから、あくまでも所期の目的を忘れないこと。担当課長、しっかりとお願ひしたいと思います。いいですね。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） 2点教えていただきたいのですが、277ページです。今回の補正において報酬の手当の追加については、4月の人事異動に伴うものというふうに説明があったのですけれども、多世代交流館事業費の中で上のほうから、会計年度任用職員の報酬追加については金額的にちょっと多いと思うのですけれども、これについては、子育て支援か何かについての異動があったのかどう

かについて 1 つ教えてください。

もう一つがそのページの一番下、高齢者の人間ドックの助成の追加なのですが、この時期の追加ということは、春に募集があった数によっての追加かどうかということを教えていただきたいと思います。

○議長（高橋速円） こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） 高桑議員さんの277ページの件でございます。多世代交流館施設事業費の報酬関係からということでよろしいでしょうか。こちらにつきましては、まず 1 節の報酬でございます。これにつきましては、36万8,000円の追加ということなのですけれども、こちら会計年度任用職員の報酬を追加させていただくということで、こちら助産師、保育士 2 名の 3 名分を国の補助、県の補助、そして町の補助ということで追加をさせていただくものでございます。

その下になります。3 節の職員手当等ということで、職員手当の追加でございます。これも会計年度任用職員の手当追加ということなのですが、8 万円ですが、こちら再任用の保育士、今回お一人おりますので、その方の 1 名分ということになります。これも国、県の補助に該当するものでございます。

それから、4 節共済費であります。上のほうの保険料追加につきましても、こちら会計年度任用職員の社会保険料ということで、4,000円ということで追加させていただくものでございますが、こちらは会計年度職員、助産師 1 名、保育士 2 名、事務補助員 1 名ということで、4 名分のものを見させていただいてございます。あわせて、負担金（短期）追加というものが 5,000 円分あるのですが、こちらにつきましては新採用の保育士の方の分ということになります。

それから、8 節旅費でございますが、こちらも 2 万 7,000 円の減ということになっておりますけれども、こちら新採用の保育士の 1 名分減ということで、当初予算よりも新採用の分ということで少し減になった分を減額させていただいているものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 高桑議員の 2 点目の質問でございます。277 ページ最終段、後期高齢者人間ドック費用助成ということであります。春の募集時点で、今現在ですけど、59 人の募集申込みがございました。この事業については、令和 6 年度から開始された事業でございまして、周知が行き届いてきているのかなということで思っております。今後 10 人程度の見込みも入れまして、当初は 30 人ということでしたが、70 人程度の申込みがあるのではないかなということで、その差額分を計上させていただいたものでございます。

以上であります。

○議長（高橋速円） 5 番、高桑議員。

○5 番（高桑佳子） 人間ドックの件、こういう申込みの結果が出て大変よかったです。これ

からも高齢者の方もこういう補助を受けて、健康に長寿の町を目指していただければなというふうに思います。

最初の多世代交流館、すみませんでした。助産師さん、保健師さん、保育士さんの関連ということで、私ちょっと勘違いをいたしまして、きらりで今非常に支援員の方々が頑張ってくださっている、それはこここの計上ではないわけですね。分かりました。ちょっとどのように、大変うまく回っているように思えるのですけれども、人数的に足りているのか、これから支援員さんも高齢になってきますので、そこら辺の次の代の策がどうなっているのかなというのをお聞きしたかったのですが、すみません、ここ違いました。また別の機会にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんね。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

（午前10時41分）

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

◎議案第54号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋速円） 日程第10、議案第54号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第54号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、1款総務費において人件費及び国が進める標準化システムの移行延期に伴う関係経費を、また令和8年度から子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費、合わせて371万3,000円を計上しております。

一方、歳入予算では、5款国庫支出金に子ども・子育て支援事業費補助金319万円を、8款繰入金に職員給与費等繰入金52万3,000円をそれぞれ追加しております。

これらによりまして、歳入歳出予算にそれぞれ371万3,000円を追加し、予算総額を5億3,541万3,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書303ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費では、職員手当等による人件費の減のほか、国保事業市町村事務処理標準システム保守委託料及び同標準システムデータセンター基盤利用料について、それぞれ標準化システム移行延期に伴う期間の令和7年8月から4か月分の経費を計上しており、これによりまして本稼働は令和8年1月中旬となる見込みでございます。

また、2項1目賦課徴収費の国保税賦課業務電算委託料につきましても同様でありまして、国保税収納システム改修委託料については、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度に対応するため、賦課連携、期別データの仕様等を改修するものでございます。

次に、歳入の301ページをお願いいたします。5款国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金は、国保税収納システム改修委託料に全額充当し、また8款繰入金の職員給与費等繰入金は、人件費及び標準化システム移行延期に伴う経費に充当しております。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮ります。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立全員]

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（高橋速円） 日程第11、議案第55号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第55号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、1款総務費において、人件費及び国が進める標準化システムの移行延期に伴う関係経費を合わせて18万1,000円追加しております。

一方、歳入予算では、7款繰入金の職員給与費等繰入金18万1,000円を追加しております。

これらによりまして、歳入歳出予算にそれぞれ18万1,000円を追加し、予算総額を6億4,918万1,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書313ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費では、人事異動に伴う人件費の増のほか、介護保険電算システム等保守委託料及び同電算システム借上料について、それぞれ標準化システム移行延期に伴う期間の必要経費を計上しております、本稼働につきましては令和8年8月末となる見込みでございます。

また、2項1目賦課徴収費の賦課収納処理業務委託料につきましても同様の理由によるものでございます。

次に、歳入の311ページをお願いいたします。7款繰入金の職員給与費等繰入金は、人件費及び標準化システム移行延期に伴う経費に充当しております。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願ひいたします。
質疑ありませんか。

4番、中野勝正議員。

○4番（中野勝正） 313ページの12の委託料の中で、これ減になっておりますけども、この詳細ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（高橋速円） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 詳細につきましては、これにつきましては令和7年4月から令和8年8月までの長期継続契約で17か月分の経費を当初見込んでおりましたが、延期に伴いまして、令和7年4月から令和8年3月までの12か月分の経費に直すものでございます。4月から8月分については新年度に計上するというもので、その分について必要経費を減額したというものでございます。

○議長（高橋速円） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんね。

[「異議なし」の声あり]

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（高橋速円） 日程第12、議案第56号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第56号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、1款総務費において、国が進める標準化システムの移行延期に伴う関係経費37万7,000円を、また2款徴収費には、1款同様経費に加え、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度に対応するための徴収システム改修委託経費、合わせて111万8,000円を追加しております。

一方、歳入予算では、3款繰入金に事務費繰入金58万7,000円を、6款国庫支出金に子ども・子育て支援事業費補助金90万8,000円をそれぞれ追加しております。

これらによりまして、歳入歳出予算にそれぞれ149万5,000円を追加し、予算総額を7,649万5,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

補正予算書323ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費では、後期高齢者電算システム保守業務委託料につきまして、標準化システム移行延期に伴う期間の令和7年8月から7か月分の経費を計上しております、これにより本稼働は令和8年8月末となる見込みでございます。

また、2款1項1目徴収費の徴収電算処理業務委託料及び徴収システム機器賃借料につきましても同様でありまして、徴収システム改修業務委託料につきましては、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度に対応するための帳票等の仕様を改修するものでございます。

次に、歳入の321ページをお願いいたします。3款繰入金の事務費繰入金は、標準化システム移行延期に伴う経費に充当いたしまして、また6款国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金は、

徴収システム改修業務委託料に全額充当しております。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願ひいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議案第57号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について

て

○議長（高橋速円） 日程第13、議案第57号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第57号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、下水道マンホールポンプ施設の修繕工事費として700万円を追加いたしました。

歳入では、他会計補助金を追加しております。

これらによりまして、収益的収入に700万円を追加し、3億5,666万2,000円に、収益的支出に700万円を追加し、3億5,416万2,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 予算書75ページをお願いいたします。収益的支出の工事費に700万円の追加でございますが、下水道処理区内全ての汚水が集まり、浄化センターに最終的に送水いたします久田マンホールポンプ場の汚水ポンプと躯体等を接続する部分が劣化して、変形しております。修繕工事費を追加いたしました。

収入では、他会計補助金の追加でございます。

以上でございます。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎決議第1号 議会報特別委員会の委員を増員する決議

○議長（高橋速円）　日程第14、決議第1号　議会報特別委員会の委員を増員する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、島明日香議員。

○8番（島　明日香）　ただいま議題となりました決議第1号について提案理由の説明をいたします。

本委員会において発行する議会報は、現在127号まで引き続いております。この議会報の発行により、町民に議会活動や町政の状況がきめ細やかに周知されることは、今日の情報化社会の中で必要なことであり、このことによりこれからも議会への信頼を得られると確信いたします。また、開かれた議会を目指していくことが今後の当議会においても重要であると考えます。議会報とよりよい広報活動の充実を図るため、本委員会の定数を1名増の6名とするものであります。

なお、賛成者といたしまして、小林玲子議員からご賛同いただいております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから決議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

ただいま島明日香議員ほか1名から提出されました議会報特別委員会の委員を増員する決議について、決議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円）　起立全員です。

したがって、決議第1号　議会報特別委員会の委員を増員する決議は可決することに決定いたしました。

引き続き、ただいま決定いたしました議会報特別委員会の委員を増員する決議の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、5番、高桑佳子議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議会報特別委員会の委員を増員する委員は、5番、高桑佳子議員を選任することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（高橋速円） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

（午前11時15分）